

令和9年度 学童保育所 入所申込みについて

庄内町では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、適切な生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を行っております。

つきましては、令和9年度における学童保育所の募集を行いますので、入所を希望される保護者の方は、期限までにお申込み下さい。

お申込みいただいた内容を審査し、利用にあたっての承諾（または不承諾）の結果は、令和9年1月下旬頃に通知いたします。



1 学童保育所について

学童保育所名	ふれあいホーム家根合	ふれあいホーム払田	ふれあいホームひまわり	ふれあいホームわごう	さんさんクラブ
対象小学校区	余目第一小学校	余目第二小学校	余目第三小学校	余目第四小学校	立川小学校
所 在 地	家根合字菖蒲島11	払田字サビ40番地	廿六木字三百地6番地1	主殿新田字赤淵21番地1 (余目第四小学校内)	狩川字大釜22番地 (立川複合拠点施設内)
電 話 番 号	42-1805	43-3013	42-3587	43-1261	56-2824
F A X 番 号	43-1734	43-3018	43-6511	43-1267	43-0840
運 営 形 態	ふれあいホーム実施組織愛康会に運営を委託しています。				
対象児童	保護者の方や同居される親族が、就労などにより昼間家庭にいない 小学校に就学している町内在住の児童				
保 育 時 間	月曜から 金曜まで	下校時から午後7時まで			
	土 曜 日	午前7時から午後7時まで ※「ふれあいホームひまわり」での合同保育となります。			
	学校休業日	午前7時から午後7時まで			
休 所 日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)				
登 所 ・ 送 迎	学校がある日(平日)	学校から学童保育所まで自分で徒歩で通所します。 帰りは、必ず保護者の責任でお迎えをしていただきます。 (児童の安全を考慮し、児童一人ではお帰ししませんので、ご了承ください。)			
	土曜日・学校休業日	送り迎えともに保護者の責任をお願いします。 ※保護者が土曜日でも就労している児童のみ利用できます。			
●利用について/ 利用にあたっては、原則通年利用が基本となります。					

2 申込に必要な書類

必要書類は、子育て応援課窓口、各学童保育所にあるほか、町HPからダウンロードすることもできます。
※右記の二次元コードから町HPへアクセスできます。⇒



必ず提出が必要な書類

※①～④とも、児童氏名、在籍の学年（令和9年4月の学年）を記入してください。

①学童保育所入所申込書（児童1人につき一部）

家庭状況には家族全員を記載し、緊急時の連絡先には児童以外の家族全員の**必ず連絡のとれる電話番号**（携帯、勤務先、自宅等）を記入してください。

②学童保育所利用調書（世帯で一部）

利用区分については、保護者の就労等の状況をふまえて選択して下さい。

通年利用 （長期休業日を含む）	1年を通して日々の利用（長期休業日を含む）が必要な方 ※土曜日の利用は、両親とも土曜日に就労している（就労証明書で確認）方のみ利用できます。
長期休業日のみ利用	学校の長期休業日のみ利用が必要な方

③児童の父母の就労証明書または自営・農業申告書（世帯で一部）

※弟妹が保育所や認定こども園の入所申込をする場合は、就労証明書を兼ねることができます。

※株式会社、有限会社を経営されている方は就労証明書を提出してください。

④利用児童連絡票（児童1人につき一部）

利用予定児童の生活全般や性格・行動等について、お子さんの状況を把握する必要がありますので、できるだけ詳細に記入をお願いします。

上記に加え、次に該当する場合は提出が必要です。

■児童本人及び同居家族に病気や障がいのある場合

- ・診断書または障がい者手帳、療育手帳等の写し

■家族の介護により、日中児童の保育をすることができる家族がいない場合

- ・介護・看護状況申告書
- ・被看護者の診断書または障がい者手帳
- ・介護保険要介護認定、要支援認定等結果通知書等状態のわかるものの写し

■求職活動中（児童の父母）の方

- ・求職活動申告書

※特別の事情がない場合、入所期間は入所月を含めて3か月に限定されます。

■児童本人にアレルギーのある方

- ・アレルギー調査回答書

■同一月に2人以上利用する方

- ・減免申請書

※就学援助費受給認定者の方は、令和9年6月頃に別途ご案内いたします。



3 学童保育料について

お申込み時の利用区分に応じ、実際に学童の利用がない場合や、極端に利用日数が少ない場合であっても、以下の表のとおりとなります。また、月の途中に退所する場合は、その月に利用した日数に応じて日割りの保育料を負担いただきます。ただし、通年利用から長期休業日のみの利用に変更する場合は、日割りとはなりません。

利用区分	学童保育料	
①通年利用(長期休業日を含む)	月額	8,000円
②長期休業日のみ利用	夏季休業日	8,000円
	年末・年始休業日	8,000円
	学年末休業日	4,000円
	学年始め休業日	4,000円

4 学童保育料の減免について

通年利用および長期休業日のみ利用の場合、同一世帯で、同一月に2人以上利用している場合は、2人目以降の保育料が半額となります。(通年利用と長期休業日のみ利用のお子さんがいる場合は、通年利用のお子さんを1人目とします。)

教育委員会の就学援助費受給認定者(生活保護世帯・準要保護世帯等)の場合は減免申請により、学童保育料を免除または減額します。

5 利用区分の変更および退所手続きについて

年度途中で利用区分を変更する場合(通年利用から長期休業日のみ利用に変更など)や退所する場合は、子育て応援課または学童保育所にて手続きをお願いいたします。

手続き		提出締切
利用区分を変更したい	→ 学童保育所申込内容変更届出書	変更して利用する日の1週間前まで
退所したい(利用しない)	→ 学童保育所退所届	退所する日の1週間前まで

6 一時利用について(要相談)

一時利用は、学童保育所の定員に空きがあり、長期休業日を除き、月の利用が5日以下である場合に利用することができます。(保育料：日額 500 円/人)

一時利用を希望される場合は、4月以降に随時申込を受け付けますが、原則として利用の1週間前までに申込みを行い、町長の承諾を受けなければなりません。

7 申込受付

期 間：令和8年9月24日（木）～10月23日（金）

方 法：① Web での申請

右記の二次元コードからお申し込みください。



② 書類での申請（土日祝日は除く）

受付場所：庄内町子育て応援課子育て支援係、各学童保育所

8 お問い合わせ

庄内町子育て応援課子育て支援係

Tel0234-42-0171・0195 〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

